

帯広市新エネルギー導入促進補助金交付申請書

令和 ××年 ××月 ××日

帯広市長 米沢 則寿 様

〒080-8670

申請者 住所 帯広市西5条南7丁目1番地

フリガナ カン キョウ タ ロウ

氏名 環境 太郎

電話番号 0155— 65 — 4135

生年月日 昭和 47年 6月 5日

環
印
境以後、実績報告書・
請求書等に同一印が
必要となります。

帯広市新エネルギー導入促進補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請し、併せて、交付手続きに係る個人情報の閲覧及び個人情報の関係機関への提供について同意します。

申請者は、帯広市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者ではないことを誓約します。

申請者がこれらの者に該当することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。また、上記の誓約内容を確認するため、帯広市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

記

建替：現在と同じ場所に新しく新築する場合
野立て：土地に直接設置する場合

1 設置建物・設備詳細

設置建物の所在地	帯広市西5条南7丁目1番地
設置建物の形態 (該当するものに○を付ける 新築・建替については 入居予定も記入)	1 新築 2 建替 3 既存 (増改築含) 4 野立て (令和××年××月入居予定) ※実績報告書提出時までに入居している必要があります。
設置建物の所有区分 (該当するものに○を付ける)	1 単独所有 2 共有 3 賃貸又は使用貸借 4 その他 (2～4の場合は設置承諾書を提出してください。)
設備種類 (該当するものに○を付け、 〔 / 〕に製造元・型式を記入)	1 太陽光発電システム (公称最大出力 <u>4.40</u> kW, モジュール <u>20</u> 枚) ※小数点以下第3位の端数を切り捨てし、第2位までの値を記載してください。 ※モジュール又はパワーコンディショナの出力のうち、いずれか小さい値を記載してください。 モジュール [OBIHIRO SOLAR / ABC-123] パワーコンディショナ [OBIHIRO SOLAR / XYZ-321] 【定置型蓄電池設置 あり・なし】 ※ありの場合 蓄電池 (定格容量 <u>5.0</u> kWh) [OBIHIRO SOLAR / EFG-456] 2 木質ペレットストーブ [/] 3 CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート) [OBIHIRO 電器 / ECO370-YZ] 4 潜熱回収型ガス給湯暖房機 (エコジョーズ) [/] 【ガスエンジンコージェネレーションシステム設置 あり・なし】 ※ありの場合 [/] 【家庭用燃料電池設置 あり・なし】 ※ありの場合 [/]
設備の工事予定日	着手：令和 ××年 ××月 ××日/完了：令和 ××年 ××月 ××日
購入する設備の状態 (該当するものに○を付ける)	1 未使用品である 2 未使用品ではない
過去の補助金受給の有無 (該当するものに○を付ける)	申請者を含め同一世帯員が同一設備に対する補助を 1 利用したことがある 2 利用したことはない

2 補助金交付対象経費（設置する設備のみ記入してください）

同時に他の補助を申請する場合は、複数の内訳にご記入いただけます。

○ 太陽光発電システム（定置型蓄電池同時設置を含む）

①太陽電池モジュール			9	4	2	4	0	0	円	
②パワーコンディショナ			1	6	3	9	0	0	円	
③架台			3	3	6	0	0	0	円	
④その他付属機器			2	7	6	1	0	0	円	
⑤設置工事に係る費用			2	8	0	0	0	0	円	配線器具購入・設置工事・電気工事含む
⑥定置型蓄電池		1	1	0	0	0	0	0	円	定置型蓄電池設置の場合のみ
小計			3	0	9	8	4	0	円	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥
消費税			3	0	9	8	4	0	円	
合計			3	4	0	8	2	4	円	小計 + 消費税
補助金申請額 （太陽光のみ 上限5万円 蓄電池あり 上限15万円）	-	-	1	5	0	0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10（千円未満切捨）

○ 木質ペレットストーブ

①本体									円	
小計									円	①と同じ
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額（上限10万円）	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/2（千円未満切捨）

○ CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器

①貯湯タンク			2	7	0	0	0	0	円	脚部カバー含む
②ヒートポンプユニット			1	8	5	0	0	0	円	
③架台				3	0	0	0	0	円	
④リモコン				2	0	0	0	0	円	
⑤防雪設備				1	0	0	0	0	円	
小計			5	1	5	0	0	0	円	① + ② + ③ + ④ + ⑤
消費税				5	1	5	0	0	円	
合計			5	6	6	5	0	0	円	小計 + 消費税
補助金申請額（上限3万円）	-	-	-	3	0	0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10（千円未満切捨）

○ 潜熱回収型ガス給湯暖房機（ガスエンジンコージェネレーションシステム又は家庭用燃料電池同時設置を含む）

①本体									円	
②リモコン									円	
③据置台									円	
④給排気装置									円	
⑤ガスエンジンユニット及び付属機器									円	ガスコージェネ設置の場合のみ
⑥家庭用燃料電池及び付属機器									円	家庭用燃料電池設置の場合のみ
小計									円	① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥
消費税									円	
合計									円	小計 + 消費税
補助金申請額 （エコジョーズのみ 上限3万円 ガスコージェネあり 上限11万円 家庭用燃料電池あり 上限11万円）	-	-				0	0	0	円	補助対象経費 × 1/10（千円未満切捨）

3 合計補助金申請額（「2 補助金交付対象経費」で計算した設備すべての補助金申請額の合計）

合計補助金申請額

1	8	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

 円

4 帯広市太陽光発電システム導入資金貸付（融資）申込予定（太陽光発電システム設置者のみ）

1 貸付あり 2 貸付なし
（該当するものに○を付ける）

5 申請代行の有無（「1 代行あり」に○をつけた場合は代行業者欄も記入）

1 代行あり 2 代行なし
（該当するものに○を付ける）

代 行 業 者	法 人 名： 十勝おびひろ電材株式会社
	所 在 地： 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
	電 話： 0155-24-4111
	代 行 者： 十勝 大輔
	チェック： <input checked="" type="checkbox"/> 補助要綱、手続方法等について理解したうえで代行手続きを引き受けます。
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助要綱、手続方法等について申請者へ説明し了解を得ました。
	<input checked="" type="checkbox"/> 帯広市へ提出する書類は、その写しを申請者に控えとして1部提出します。
<input checked="" type="checkbox"/> 着工の際は、申請者と連絡をとりあい事前着工にならないよう努めます。	
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」を確認しました。	
<input checked="" type="checkbox"/> 都市計画法、建築法等の各種関係法令を遵守して設置します。	

会社の代表者ではなく代行申請の担当者を記入

必ず全てを確認後にチェックしてください。

6 添付書類（ご提出前に以下の書類が揃っていることを確認してください）

確認欄	確認	添付書類
1	<input type="radio"/>	工事請負契約書・売買契約書等の写し
2	<input type="radio"/>	位置図（太陽光発電システムに限る）
3	<input type="radio"/>	市税を滞納していないことを証する書類又は税情報確認承諾書
4	—	設置承諾書（設置する建物が申請者の所有でない場合）
5	<input type="radio"/>	設備形状仕様を説明するカタログ、パンフレット等

【申請にあたっての注意点】

・要綱第4条（1）「対象住宅」

全ての書類が揃っているか、
今一度ご確認ください。

1. 併用住宅の場合、居住部分の割合が確認できる平面図等の書類を申請時に添付して下さい。
2. 同一敷地内にあり生活を営む上で一体として使用されている附属家屋等に設置し、申請者自らが居住する住宅において発生エネルギーを利用するものについては対象とします。ただし、生計を一にしない世帯の者が所有する家屋・施設等への設置は対象となりません。
3. 同一敷地内であっても、営業用に電力会社と電灯契約を行っている系統へ連系する場合は対象となりません。
4. 設備設置の際に、建築物の敷地及び建築物等に都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の違反となるものは対象となりません。

【太陽光発電システムを申請する方へ】

- ・太陽光発電システムについては、別紙「太陽光発電システムの設置を検討されている皆様へ」の掲載事項を含め、関係法令を遵守して設置する旨を代行業者や設置業者に申請前に確認してください。